

東大震研研第 71 号  
令和 7 年 6 月 16 日

関係各研究機関の長 殿

東京大学地震研究所長  
古村 孝志

令和 8 (2026) 年度地震研究所共同利用「特定共同研究」  
研究課題の公募について（通知）

平素より地震研究所共同利用について、格別のご配慮・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、地震研究所（以下「本研究所」という。）の特定共同研究は、年 1 回研究課題を公募し、登録された研究課題について、全国より研究参加者及び研究分担者を公募することにより研究を実施しています。

つきましては、令和 8 (2026) 年度共同利用・特定共同研究課題の公募を以下のとおり行いますので、関係者への周知方よろしく願いいたします。

記

1. 公募課題：特定共同研究（A）、（B）及び（C）の研究課題
2. 申請資格：国内外の大学、国・公立研究機関の教員・研究者又はこれに準じる者（名誉教授・財団等民間団体及び企業の研究者など）  
※若手研究者及び女性研究者からの応募を歓迎します。
3. 申請方法：特定共同研究の種別に応じた指定様式（以下「課題登録書」という。）を作成の上、本研究所 Web 申請システムより申請してください。  
申請の詳細については、本研究所ホームページ「共同利用・国際事業」からダウンロードしてください。  
(課題登録書)  
[https://www.eri.u-tokyo.ac.jp/kyodoriyou/application\\_form/#section1](https://www.eri.u-tokyo.ac.jp/kyodoriyou/application_form/#section1)  
(Web 申請システム)  
<https://erikyodo2.conf.it.atlas.jp/login>
4. 申請期限：令和 7 (2025) 年 7 月 31 日（木）

(備考)

## 1. 特定共同研究の種別、採択時の支援及び支援期間について

特定共同研究 (A) :

既に本研究所共同利用経費以外の予算の裏付けのあるプロジェクトが対象です。

採択課題に参加するための旅費を支援します。1 課題当たりの旅費は 30 万円が上限となります。研究支援期間は 1 年です。

特定共同研究 (B) :

「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画 (第 3 次)」や委託研究等の事業費の裏付けがなく、将来事業 (大型プロジェクト等も含む。) 化を目指す萌芽的な計画が対象です。将来の地震・火山関連コミュニティーの活性化につながる計画を歓迎します。複数機関の参加者からなる研究者グループで実施され、国際的または多くの分野にまたがる学際的な研究課題の応募も歓迎します。

研究支援期間は 1 年で、審査のうえ最長 3 年まで継続可能です。本種別の採択課題は、1 課題当たり年間 200 万円を上限とした研究費を支援します。なお、支出可能な費目は、旅費、消耗品費、役務費及び単純労務謝金とし、備品費は原則として認められません。研究集会の開催のみを目的とした研究課題については、9 月～10 月に公募予定の「研究集会」に応募してください。

次世代の研究者人材育成とキャリア形成支援を目的とし、若手研究者が主体となって実施、かつ研究代表者として申請された研究課題については、若手研究代表者からの申請であることを考慮した審査を行っています。対象は、研究開始年度 (複数年度を予定している場合は初年度) の 4 月 1 日現在において、39 歳以下、または博士学位取得後 8 年未満の研究代表者 (博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後休暇、育児休業期間を除くと博士の学位取得後 8 年未満となる者を含む。) とします。若手研究代表者に該当する場合は、課題登録書にその旨記載の上、申請してください。

特定共同研究 (C) :

本研究所共同利用経費以外の資金によって運営される共同研究プロジェクトが対象です。

研究支援期間は 1 年となり、本研究所共同利用経費からの経費支援はありませんのでご注意ください。

## 2. 登録された研究課題の採否について

- (1) 登録された研究課題は、令和 8 (2026) 年度本研究所共同利用公募要項に添付し、本年 9 月上旬頃 (予定)、全国の研究者に対し分担研究者の公募を行います。なお、分担研究者には、分担する役割及び必要経費等の詳細を記載していただきます。
- (2) 全国の研究者から提出された応募書類は、研究代表者に送付しますので、研究代表者はその要望等を反映した計画調書を作成の上、本研究所研究支援チーム (共同利用担当) 宛てに提出します。
- (3) 提出された計画調書について、本研究所共同利用委員会の審査を経て研究課題の採否を決定します。

### 3. 補足事項

- (1) 研究参加者・分担者を含め、「承諾書」及び「研究倫理に関する誓約書」の提出が必要になります。
- (2) 本研究所共同利用に採択され、実施された研究に関する論文等を発表される場合は、謝辞に「東京大学地震研究所共同利用により援助を受けた」旨記載してください。また、その別刷（PDF、配布元 URL 情報でも可）又はデータ等は、本研究所研究支援チーム（共同利用担当）に提出してください。

### 4. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 本研究所は、取得した個人情報を、共同利用・共同研究事業の適正な遂行のために利用します。上記利用目的には、当該事業の実績報告書における所属機関、職名、氏名等の掲載、国の機関等における閲覧用の公開を含みます。
- (2) 本研究所は、取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律第18条第3項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく必要な範囲を超えて利用いたしません。また、同法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者への提供はいたしません。

参考：個人情報の保護に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057>

- (3) 本研究所は、取得した個人情報について、本人から開示、内容の訂正、利用停止、消去等の請求があった場合には、本学の個人情報開示等に関する規則の定めるところにより、速やかに対応します。

### 【問い合わせ先】

〒113-0032 東京都文京区弥生 1-1-1

東京大学地震研究所研究支援チーム

（共同利用担当）

電話：03-5841-1769, 5710

E-mail：k-kyodoriyo@eri.u-tokyo.ac.jp